

# 社会課題対応型都市公園機能向上促進事業制度要綱

国 都 公 景 第 169 号  
令和 5 年 3 月 3 1 日  
国土交通省都市局長通知

## 第1条 目的

この要綱は、国が、地方公共団体が行う都市公園の整備に当たり、他の公園の参考となる優良な取組を実現するために必要な助成を行う制度について定め、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

## 第2条 定義

「社会課題対応型都市公園機能向上促進事業」とは、地方公共団体が行う都市公園の整備に当たり、他の公園の参考となる優良な取組を実現するために本要綱において定めるところに従って行われる都市公園の整備に係る事業をいう。

## 第3条 運用

社会課題対応型都市公園機能向上促進事業の運用については、この要綱に定めるところによるほか、別に定める社会課題対応型都市公園機能向上促進事業交付要綱及び関係局長の定めるところによる。

## 第4条 事業主体

社会課題対応型都市公園機能向上促進事業の実施主体（以下この編において「事業主体」という。）は、地方公共団体とする。

## 第5条 社会課題対応型都市公園機能向上促進事業計画の提出

- 1 社会課題対応型都市公園機能向上促進事業を実施するために補助金の交付を受けようとする事業が予定される事業主体は、次に掲げる事項を記載した計画を作成し、地方整備局長等を経由して、国土交通大臣に提出するものとする。なお、計画を提出する市町村が指定都市以外の市町村であるときは、都道府県を経由して行うものとする。
  - 一 事業計画の対象となる都市公園の名称及び概要
  - 二 事業計画の目標
  - 三 事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
  - 四 計画期間
  - 五 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
  - 六 事業計画の評価に関する事項
  - 七 国土交通省が定める推進施策であって当該公園の整備が他の公園整備の参考となる事項
- 2 前項第2号及び第3号の内容は前項第7号に基づき記載する事項と整合するものとする。

- 3 前2項の規定は、社会課題対応型都市公園機能向上促進事業計画を変更しようとする場合において準用する。

#### 第6条 事業主体に対する国の補助

国は予算の範囲内において事業主体に対し、社会課題対応型都市公園機能向上促進事業計画に基づき実施する事業の費用の一部を補助することができる。

#### 第7条 監督・責務等

- 1 国土交通大臣は、社会課題対応型都市公園機能向上促進事業が実施される場合には、都道府県、市町村に対し、都道府県知事は市町村（指定都市を除く。）に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、本事業の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。
- 2 第1項のほか、国土交通大臣は都道府県、市町村に対し、都道府県知事は市町村（指定都市除く。）に対し、その施行する交付対象事業及び補助対象事業につき、社会課題対応型都市公園機能向上促進事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業及び補助対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 附 則

##### 1 施行期日

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### 1 施行期日

改正後の要綱は、令和5年4月1日から施行する。